

学校インターネット回線サービス調達事業仕様書

令和4年6月29日
波佐見町教育委員会

(概要)

- 第1条 この仕様書は、「学校インターネット回線サービス調達事業」（以下、「当該サービス」という）に適用する。
- 2 本事業において、発注者（波佐見町教育委員会）を「甲」、受託者を「乙」という。

(目的)

- 第2条 当該サービスは、国のGIGAスクール構想に基づく児童生徒1人1台情報端末（以下「タブレット端末」という。）における学習支援ソフト（Google For Education）がクラウド環境で安定的かつ遅延なく動作することを目的に、各学校に新たに帯域保証型のインターネット回線サービスを導入することを目的にしている。

(事業名等)

- 第3条 当該サービスの事業名等は、次のとおりとする。
- (1) 事業名 学校インターネット回線サービス調達事業
 - (2) 事業番号 4教総第173号
 - (3) 履行場所 波佐見町折敷瀬郷地内他
 - (4) 履行期間 契約日から令和5年3月31日（金）まで

(事業の概要)

- 第4条 当該サービスの概要は、次のとおりとする。
- (1) インターネット回線サービス 4回線
 - (2) UTM等機器導入 4か所
 - (3) 現地設定作業（動作試験含む） 一式
 - (4) 完成図書作成 一式
 - (5) その他、甲乙協議のうえ決定した作業

(その他特記事項)

- 第5条 その他の特記事項は次のとおりとする。
- (1) 原則、乙の商用サービス（法人向け）とする。
 - (2) 一般的なネットワーク機器が直接接続可能なインターフェイスを有すること。
 - (3) VPN機能を有し、ネットワークのトラフィックを監視できる体制であること。
 - (4) 契約日から令和4年9月30日までに、インターネットへの接続を完了し、令和4年10月1日から当該サービスが利用可能な状況にすること。

(当該サービスの仕様)

第6条 当該サービスの仕様は次のとおりとする。

| 項目 | 規格等 | 摘要 |
|--------|-----------|-------------------------------------|
| 回線種別 | 光回線 | サービス提供箇所までの工事費、各終端装置を含む。 |
| サービス形態 | 帯域保証型 | 法人向けサービスであること。 |
| 通信速度 | 10Mbps | IPoE 接続及び IPv4 over IPv6 に対応していること。 |
| 機器類 | 光終端装置、UTM | その他必要な機器があれば追加すること。 |
| プロバイダ | サービス提供者 | 提供者の決定については、必ず甲と協議すること。 |

(サービス提供場所及び接続台数)

第7条 サービス提供場所及び接続予定台数は次のとおりとする。

| 学校名 | 住 所 | タブレット端末 | その他PC |
|--------|-------------------------|---------|-------|
| 東小学校 | 長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷 808 番地 | 160 台 | 81 台 |
| 中央小学校 | 長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷 1986 番地 | 469 台 | 110 台 |
| 南小学校 | 長崎県東彼杵郡波佐見町長野郷 228 番地 | 286 台 | 106 台 |
| 波佐見中学校 | 長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷 1999 番地 | 460 台 | 124 台 |
| 合 計 | | 1,375 台 | 421 台 |

(既存校内ネットワーク構築業者との調整)

第8条 サービス提供場所の各小中学校については、国のGIGAスクール構想に基づき令和2年度に校内ネットワーク改修を行っており、構築並びに保守については別途業者に委託しているため、見積等における技術的な確認が必要な場合は、入札時の質問項目で照会を行うこと。

- 2 既存校内ネットワーク構築業者との責任分界点は、UTMから校内ネットワーク側ルータとの接点とする。

(動作試験)

第9条 甲の検査前に乙において、この仕様書に掲げる各仕様を満たすか動作試験(内部試験)を実施するものとする。

- 2 動作試験の対しては、既存校内ネットワーク構築業者と協力のうえ校内ネットワーク機器類との関係を精査し、仕様書の通信速度を満たさない場合は、その原因究明に協力するものとする。

(完成図書作成)

第10条 調達期限後に提出する完成図書は次のとおりとする。

- (1) 完成図書(設定内容、機器一覧を含む)
- (2) 運用・管理マニュアル(内容は甲乙協議のうえ決定する。)
- (3) 保守体制一覧表

(サービス料の支払い)

第11条 当該サービスの利用料は、毎月払いとする。

- 2 請求書には、サービス提供場所毎(学校毎)の内訳書を添付すること。

(費用の負担)

第 12 条 当該サービス開始に係る回線及び機器等の導入、設定作業、設置工事等の調達費用については乙の負担とする。

2 契約期間満了後の回線及び機器等の撤去にかかる費用は乙の負担とする。

(疑義)

第 13 条 当該事業の実施（契約）に当たって疑義が生じた場合、甲乙と協議の上、甲の指示に従うものとする。

(守秘義務)

第 14 条 乙は当該事業に関するすべての項目について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

(検査)

第 15 条 調達完了した際には、甲の検査を受け、不具合等があるときは、指定する期日までに調査並びに再設定等を行った後、サービス提供開始を行うこと。

(注意事項)

第 16 条 本仕様書に示す事項は、主要事項のみ示しているもので、本仕様書に明記されていない事項であっても、当該事業の目的達成に際し、当然必要とされる消耗品、検査に要る費用、その他諸費用は見積額に含むものとする。

(その他)

第 17 条 本仕様書の入札に係る一切の費用については、乙の負担とする。